

災害時における物資供給に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社神奈川工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等による災害時において、被災者が避難所生活を送る際、避難所環境改善のための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒川町内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所環境改善のため、段ボールベッド、パーテーション及びその他の段ボール製品（以下「物資等」という。）の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定める。

（協定の内容）

第2条 乙は、災害時等に甲から要請があったときは、保有する物資等を、迅速かつ優先的に提供すること及び運搬することについて、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、協力をを行うに当たり、道路の不通等により提供及び運搬に支障が生じたときは、その対策について甲と協議するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により、乙に物資等の供給を要請するときは、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲から協定に基づく要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況について実施状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

（費用の負担及び価格）

第5条 乙から供給を受けた物資等の調達及び供給に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、災害発生前における適正な価格により算出した額とし、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は、報告及び請求を受けたときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内に支払いが困難な場合には、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（物資等の輸送）

第6条 物資等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、

必要に応じ、乙は甲に対し輸送の協力を求めることができる。

（連絡責任者）

第7条 この協定を、円滑に実施するために甲及び乙双方に連絡責任者を置くこととし、甲及び乙の連絡責任者は、甲においては防災主管課長とし、乙においては営業部長とする。

（防災活動への協力）

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発行事
- (2) 甲が実施する総合防災訓練等への参加

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和3年2月10日

甲 高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 伊勢原市鈴川20番地

王子コンテナー株式会社

神奈川工場長 秋山秀二

